

志村第一中学校白鳩会（同窓会）会則

1. 本会は「白鳩会」と称し、事務所を志村第一中学校内に置く。
2. 本会は会員の友誼をあたため、かさねて相互の発展をはかる事を目的とする。
3. 本会は目的を達成するため色々な事業を行う。
4. 本会の会員は次のとおりとする。
 - (1) 通常会員 志村第一中学校卒業生及び在学したもので、特に会長が承認したもの。
 - (2) 特別会員 志村第一中学校の教職員、並びに教職員であった者。
5. 本会に下記の役員を置く。

(1) 名誉会長 1名（学校長）	(4) 会 計 3名（うち1名は現職員）
(2) 会 長 1名	(5) 書 記 2名
(3) 副 会 長 2名	(6) 監 査 2名
6. 本会に顧問を置くことができる。
7. 本会に常任委員を置く。

常任委員は、委員中よりこれを互選する。

委員は、卒業年度毎に会員中よりこれを選ぶ。

8. 役員の任期は1年とする。但し、留任しても差し支えない。
9. 毎年1回5月に総会を開く。尚、臨時総会を開くことがある。
10. 毎年1回新入会員名簿を発行する。
11. 本会の会費は、終身費用、寄付金及び臨時会費を以てこれに充てる。通常会員は卒業の際、終身会費として金1,500円を納付する。

- (附則) 1. 本会会則の変更には、総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. 本会則は、昭和41年5月22日より施行する。
 3. 本会則は、平成14年11月25日改正され同日より施行する。